

# 「保険金で自己負担なく住宅修理ができる？」

## 勧誘されてもすぐに契約しないようにしましょう

消費生活センターには「火災保険を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘する住宅修理サービスに関するご相談が多く寄せられています。

### ＜相談事例1＞

「区役所からの依頼で、台風被害の調査をしています」という電話があり、被害はないと断っているのに「専門家が見ないとわからないですよ」としつこく勧誘された。区役所に聞いてみたが、そのような依頼はしないとのことだった。怪しい。(60代男性)

### ＜相談事例2＞

台風被害で屋根瓦がずれたところを修理しようと思っていたら、火災保険総合センターというところが保険申請を代行してくれるという。そこから紹介された事業者がリフォームを含む多額な工事の見積書を作成した。台風被害だけではなく老朽化に伴うリフォームでは詐欺になるのではないかと加担したくないので解約したい。(60代女性)

### 【アドバイス】

#### ●「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約しないようにしましょう。

「保険金使える」「申請手続きを代行する」と電話勧誘や訪問販売で長時間勧誘され、「契約してしまっただが、高額な申請代行手数料がかかると知らなかった。解約したい」「解約するというと、高額な解約料を請求された」というご相談が多数寄せられています。保険の申請は、ご自身でできるので、加入している保険会社に相談しましょう。また工事をする場合は、複数社の見積もりを取りましょう。

#### ●うその理由で保険金を請求してはいけません。

#### ●不安に思ったり、トラブルになった場合は早めに消費生活センターに相談してください。

北九州市立消費生活センター（ウェルとばた7F）	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は事前予約が必要となります。

まずは消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。

消費者ホットライン☎<sup>い</sup>188<sup>ゃ</sup>（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



★7月1日から、全国の小売店でレジ袋が有料されました。家計と資源の節約のため、買い物時にはマイバッグを持参しましょう。